

三 宮 十五郎 議員



国民健康保険税、介護保険料の 減免制度の充実を

問

16年度の旧弥富町の国保加入所帯の所得状況では、5984所帯のうち所得33万円以下の所帯が22%を超える状態であり、貧困が身近に広がっていることを実感している。

生活保護基準を下回る収入の人に対し、国保税は均等割と所帯割については2分の1、介護保険料については本来の算出額から2分の1にそれぞれ減額をするということが実施されているが、その負担により生活保護基準を割り込むような収入世帯への対応はどうか。

生活保護基準を 下回れば減免対象に

答 保険年金課長

国保税と介護保険料を支払うことで、生活保護基準を下回ることになれば減免対象になる。低所得者層の人々については総合的な判断が必要と考える。

問

今の減額方法では、すでに毎年80%台の納付率が続いている人たちがおり、払い切れずに残っているものについて、市の責任によって減額や免除ができることなどが法律で定められている。

改善のめどが立たない人に対し、免除などの手法をとるべきと考えるがどうか。

答 税務課長

滞納処分執行の停止ができる要件は、国税は国税徴収法、地方税は地方税法で規定され、その中で滞納処分の執行を停止できる要

件に該当する場合、従来から処分停止を図っている。

問

生活保護基準以下の者を救済するという法の趣旨に従って運用していると考えてよいのか。

答 税務課長

納税相談者等に対しては相談に乗り、調査した上で法の趣旨にのっとり適正に処理をしていきたい。

問

国保法第44条に、特別な理由がある場合、医療費の自己負担分を免除や徴収猶予ができる定めがある。

その医療費負担により生活保護以下の生活になる人など、どういった人が対象になるかの基準を定めることが、実際に市として公平公正に対応する要となる。

県からも実施の指導があると聞いているが、この問題については今後どうするのか。

答 保険年金課長

すでに一部負担減免制度を利用するための申請書を

常備しており、対応については、その都度内部協議している。基本的な対象は、災害の減免、著しい所得の減少などを想定している。

巡回福祉バスの 有効活用を

問

施政方針により6月から1台増車することが分かったが、利用者や市民の意見をよく聞いてコースや時間を設定願いたい。

実態調査を行う 必要があると考える

答 市長

19年度の改善の基本点として、どこに問題点があるのかを見極めるため、実態調査をする必要があると考える。

それと同時に、バスの利便性を高めるため、利用者の意見をしっかりと聞きたい。